

令和 6 年
第 1 回 定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

| 議案 番号 | 件名 | ページ |
|----------|--|-----|
| 9 | 阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 10 | 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について | 2 |
| 11 | 阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 12 | 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 13 | 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 15 |
| 14 | 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 17 |
| 15 | 阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について | 20 |
| 16 | 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 21 |

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 17 | 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 52 |
| 18 | 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 56 |
| 19 | 阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について | 58 |
| 20 | 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について | 59 |
| 21 | 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 63 |
| 22 | 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 64 |
| 23 | 阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 67 |

議案第9号参考 阿久根市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市監査委員条例（昭和39年阿久根市条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求したものに通知し、着手期限を延長することができる。</p> | <p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求したものに通知し、着手期限を延長することができる。</p> |

議案第10号参考 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市課設置条例（昭和35年阿久根市条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>企画推進課</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民課</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>こども保健課</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>環境水産課</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>（課の所掌事務）</p> <p>第2条 課の所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>防災及び危機管理</u>に関すること。</p> <p>エ <u>情報政策及びDX政策</u>に関すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 財政課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>入札及び契約</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>企画推進課</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民課</u></p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>企画調整課</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民環境課</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>健康増進課</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>水産林務課</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>（課の所掌事務）</p> <p>第2条 課の所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>行政一般</u>に関すること。</p> <p>エ <u>情報政策</u>に関すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 財政課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>市有車両</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>企画調整課</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民環境課</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>国民健康保険</u> に関する<u>こと</u>。</p> <p>エ <u>後期高齢者医療</u> に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 福祉課</p> <p>ア <u>障がい者福祉</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(7) <u>こども保健課</u></p> <p>ア <u>子ども・子育て政策</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ 保健衛生に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 農政課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>林業</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>環境水産課</u></p> <p>ア <u>環境の保全及び廃棄物の処理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ <u>水産業</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> | <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>環境保全及び公害対策</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>エ <u>廃棄物の処理及び生活環境</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 福祉課</p> <p>ア <u>障害者福祉</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(7) <u>健康増進課</u></p> <p>ア <u>国民健康保険</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ <u>老人保健医療</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>ウ 保健衛生に関する<u>こと</u>。</p> <p>エ <u>後期高齢者医療</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 農政課</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) <u>水産林務課</u></p> <p>ア <u>水産業</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ <u>林業</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> |
|---|--|

(附則関係)

○ 阿久根市男女共同参画推進条例（令和3年阿久根市条例第5号）

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>企画推進課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>企画調整課</u>において処理する。</p> |

○ 阿久根市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和53年阿久根市条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| （処務） 第8条 委員会の処務は、 <u>こども保健課</u> において処理する。 | （処務） 第8条 委員会の処務は、 <u>健康増進課</u> において処理する。 |

【参考】

○ 市長事務部局の組織（案）（阿久根市組織及び事務分掌等に関する規則（平成11年阿久根市規則第2号）の改正による。）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------------|--|--------------|--|
| 課名 | 係名 | 課名 | 係名 |
| 総務課 | 秘書広報係・職員係・行政係・危機管理係・ <u>デジタル推進係</u> ・消防係 | 総務課 | 秘書広報係・職員係・行政係・危機管理係・ <u>情報管理係</u> ・消防係 |
| 財政課 | 財政係・管財係・財産活用推進係 | 財政課 | 財政係・管財係・財産活用推進係 |
| <u>企画推進課</u> | <u>企画政策係</u> ・地域振興係・統計調査係 | <u>企画調整課</u> | <u>企画調整係</u> ・地域振興係・統計調査係 |
| 税務課 | 管理係・滞納整理係・課税係・固定資産税係 | 税務課 | 管理係・滞納整理係・課税係・固定資産税係 |
| <u>市民課</u> | 住民年金係・ <u>国保係</u> | <u>市民環境課</u> | 住民年金係・ <u>環境対策係</u> |
| 福祉課 | 福祉係・保護係・児童福祉係 | 福祉課 | 福祉係・保護係・児童福祉係 |
| <u>こども保健課</u> | <u>こども家庭係</u> ・保健予防係 | <u>健康増進課</u> | <u>国保係</u> ・保健予防係・母子保健係 |
| 介護長寿課 | 介護保険係・高齢者支援係・地域包括支援係 | 介護長寿課 | 介護保険係・高齢者支援係・地域包括支援係 |
| 農政課 | 農政管理係・農村振興係・ <u>林務係</u> | 農政課 | 農政管理係・農村振興係 |
| 環境水産課 | <u>生活環境係</u> ・水産係 | <u>水産林務課</u> | 水産係・ <u>林務係</u> |
| 商工観光課 | 商工振興係・観光推進係・ふるさと納税推進係 | 商工観光課 | 商工振興係・観光推進係・ふるさと納税推進係 |
| 都市建設課 | 管理係・建設係・維持係・都市計画係・住宅対策係・ <u>建築係</u> | 都市建設課 | 管理係・建設係・維持係・都市計画係・住宅対策係・ <u>建築係</u> |
| (12課40係) | | (12課40係) | |

※ 係の名称は、この議案の議決後、規則を改正して変更する予定です。

議案第11号参考 阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | |
|--|-------|-----|---------|-----|--|-----|-----|---------|-----|
| <p>（個人番号の利用の範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が<u>当該特定個人情報</u>を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th style="width: 70%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 | 事 務 | 1～4 （略） | （略） | <p>（個人番号の利用の範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が<u>特定個人情報</u>を提供するときとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th style="width: 70%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 | 事 務 | 1～4 （略） | （略） |
| 機 関 | 事 務 | | | | | | | | |
| 1～4 （略） | （略） | | | | | | | | |
| 機 関 | 事 務 | | | | | | | | |
| 1～4 （略） | （略） | | | | | | | | |

| | |
|---------|---|
| 5 市長 | 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6・7 (略) | (略) |

別表第2（第4条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---------|---|--|
| 1 市長 | 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| | | 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「 <u>重度心身障がい者医療費助成関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| | | (略) |
| 3・4 (略) | (略) | (略) |
| | | (略) |
| 5 市長 | 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例によ | (略) |

| | |
|---------|--|
| 5 市長 | 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年阿久根市条例第43号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6・7 (略) | (略) |

別表第2（第4条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---------|---|--|
| 1 市長 | 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| | | 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「 <u>重度心身障害者医療費助成関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| | | (略) |
| 3・4 (略) | (略) | (略) |
| | | (略) |
| 5 市長 | 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例によ | (略) |

| | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|--|---------------------------------------|--|
| | る医療費の助成 に関する事務で あって規則で定 めるもの | | | る医療費の助成 に関する事務で あって規則で定 めるもの | |
|--|---------------------------------------|--|--|---------------------------------------|--|

議案第12号参考 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>（以下「各種手当」という。）とし、同項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の給料表）</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表とし、<u>その</u>適用範囲は、任命権者が別に定める。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の初任給の基準）</p> <p>第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員を採用した場合におけるその職員の職務の級は、その職務と類似する職務に従事する給与条例第1条の2に規定する職員（以下「常勤職員」という。）の属する職務の級に決定するものとする。</p> <p>2 新たにフルタイム会計年度任用職員を採用した場合におけるその職員の号給は、<u>市長が別に定める基準に従い任命権者が定める</u>。</p> <p>（削る。）</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>（以下「各種手当」という。）とし、同項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の給料表）</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表とし、<u>各給料表の</u>適用範囲は、任命権者が別に定める。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の初任給の基準）</p> <p>第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員を採用した場合におけるその職員の職務の級は、その職務と類似する職務に従事する給与条例第1条の2に規定する職員<u>の</u>属する職務の級に決定するものとする。</p> <p>2 新たにフルタイム会計年度任用職員を採用した場合におけるその職員の号給は、<u>前項の規定により決定された職務の級の初号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経歴等を有する場合においては、別に定めるところにより上位の号給とすることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により決定する職務の級の上限及び前項ただし書の規定を適用する場合における上位の号給の上限は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職務の級及び同表の右欄に掲げる号給の範囲内において、各職ごとに任命権者が別に定める。</u></p> |

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|----------|------|------|
| 一般行政職給料表 | 2級 | 21号給 |
| 医療職給料表 | 1級 | 36号給 |

3 フルタイム会計年度任用職員について、特別の事情により前条の給料表に掲げる職務の級及び号給による給料月額により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を任命権者が市長と協議して定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当等)

第6条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）を支給する。

(1) 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者（基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者を含む。）

(2) 任期が6月以上である者（1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った者を含む。）

2 期末手当等の額は、期末手当等の基礎額に、常勤職員に適用される期末手当等の支給割合を超えない範囲内で市長が別に定める率を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当等の基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、それぞれ当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき1月当たりの給料の額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等)

第7条 この条例に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員の例によるものとする。

(1)～(6) (略)

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の旅費については、常勤職員の例によるものとする。

第9条 (略)

4 フルタイム会計年度任用職員について、特別の事情により前条の給料表に掲げる職務の級及び号給による給料月額により難いときは、前3項の規定にかかわらず、その給料月額を任命権者が市長と協議して定める額とする。

(新設)

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、給与条例第1条の2に規定する職員の例によるものとする。

(1)～(6) (略)

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の旅費については、給与条例第1条の2に規定する職員の例によるものとする。

第8条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法及び支給期日)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法及び支給期日は、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年阿久根市条例第1号)第1条に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の例によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第11条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした勤務に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その日の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの条本文の規定の適用については、同条本文中「正規の勤務時間以外の時間にした勤務に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員のうち、任命権者が市長と協議して、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)における勤務について、常勤職員と同様の取扱いとする職を占める者で、祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当等)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法及び支給期日)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法及び支給期日は、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年阿久根市条例第1号。以下「報酬条例」という。)第1条に規定する非常勤職員 の例によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第10条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした勤務に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その日の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの条本文の規定の適用については、この条本文中「正規の勤務時間以外の時間にした勤務に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員のうち、任命権者が市長と協議して、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)における勤務について、給与条例第1条の2に規定する職員と同様の取扱いとする職を占める者で、祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が市長と協議して定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 第6条の規定は、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員（任命権者が市長と協議して定める職を占める者であって、1週間当たりの勤務時間が任命権者が市長と協議して定める勤務時間以上のものを含む。）について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「フルタイム会計年度任用職員が受けるべき1月当たりの給料の」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき第9条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬の額を任命権者が市長と協議して定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当等については、常勤職員の例によるものとする。

第14条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額支給の報酬 第9条第1項又は第5項の規定による報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (2) 月額支給の報酬 第9条第5項の規定による報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額

第12条 次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

- (1) 任期が6月以上である者（1会計年度内における任期の合計が6月上に至った者を含む。）
 - (2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者（任命権者が市長と協議して定める職を占める者であって、1週間当たりの勤務時間が任命権者が市長と協議して定める勤務時間以上のものを含む。）
- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者が市長と協議して定める職を占めるパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。
- 3 第8条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬を受けべきパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、基準日（給与条例第11条の2第1項に規定するそれぞれの日をいう。）現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、それぞれ当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき第8条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬の額を任命権者が市長と協議して定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した額とする。
- 4 パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関しては、前3項に規定する事項を除き、給与条例第1条の2に規定する職員の例によるものとする。

第13条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額）

第14条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額支給の報酬 第8条第1項又は第5項の規定による報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (2) 月額支給の報酬 第8条第5項の規定による報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額

○ 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下「給与条例」という。）第11条の2第1項（阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）<u>第7条第2号又は第13条第2項</u>においてその例によるものとされている場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>給与条例第11条の5第1項（会計年度任用職員給与条例第7条第2号又は第13条第2項においてその例によるものとされている場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</u><u>の</u> <u>うち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条（<u>会計年度任用職員給与条例第7条第3号</u>においてその例によるものとされ</p> | <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下「給与条例」という。）第11条の2第1項（阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）<u>第6条第2号又は第12条第4項</u>においてその例によるものとされている場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第11条の5第1項<u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の</u> <u>うち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法<u>第22条</u> <u>の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条（<u>会計年度任用職員給与条例第6条第3号</u>においてその例によるものとされ</p> |

ている場合を含む。)又は会計年度任用職員給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第11条(会計年度任用職員給与条例第7条第4号においてその例によるものとされている場合を含む。)又は会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

ている場合を含む。)又は会計年度任用職員給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第11条(会計年度任用職員給与条例第6条第4号においてその例によるものとされている場合を含む。)又は会計年度任用職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第13号参考 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-------------|--|------------|-------------|---|------------|
| 別表第1（第2条関係） | | | 別表第1（第2条関係） | | |
| 番号 | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | 番号 | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 |
| 1～7 | (略) | (略) | 1～7 | (略) | (略) |
| 8 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付 | 1通につき 450円 | 8 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付 | 1通につき 450円 |
| 9 | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法（以下「電子情報処理組織の使用」という。）による場合又は戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍証明書の交付と同時の請求に係る場合を除く。） | 1件につき 400円 | (新設) | | |
| 10 | 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書 の交付 | 1通につき 750円 | 9 | 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1通につき 750円 |
| 11 | (略) | (略) | 10 | (略) | (略) |
| 12 | 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織の使用による場合又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除籍証明書の交付と同時の請求に係る場合を除く。） | 1件につき 700円 | (新設) | | |

| | | | | | |
|--------------|--|-------------------------------|--------------|---|---------------------------|
| <u>13</u> | (略) | (略) | <u>11</u> | (略) | (略) |
| <u>14</u> | 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容 _____の証明書の交付 | 1通につき 350円 | <u>12</u> | 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付 | 1通につき 350円 |
| <u>15</u> | (略) | (略) | <u>13</u> | (略) | (略) |
| <u>16</u> | 戸籍に関する届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供すること。 | 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円 | <u>14</u> | 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類 | 書類1件 _____につき 350円 |
| <u>17～47</u> | (略) | (略) | <u>15～45</u> | (略) | (略) |

議案第14号参考 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,200円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,800円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 （略） （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>7,400円</u> （2） 特定世帯 1世帯につき <u>3,700円</u> （3） 特定継続世帯 1世帯につき <u>5,550円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,200円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p> | <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,100円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 （略） （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>7,300円</u> （2） 特定世帯 1世帯につき <u>3,650円</u> （3） 特定継続世帯 1世帯につき <u>5,475円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p> |

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,140円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,760円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 5,180円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,885円

オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,140円

カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について 3,570円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,100円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,400円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,700円

(イ) 特定世帯 1世帯について 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,775円

オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,100円

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,000円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,270円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 5,110円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,555円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,833円

オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,580円

カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,000円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,050円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,650円

(イ) 特定世帯 1世帯について 1,825円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,738円

オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,700円

| | |
|--|--|
| <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>2,550円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,040円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,360円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>740円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,110円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,040円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>1,020円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,530円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,550円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,080円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,100円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,020円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,700円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,400円</u></p> <p>3 (略)</p> | <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>2,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,220円</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,880円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>25,500円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>22,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>18,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,185円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,575円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,660円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,050円</u></p> <p>3 (略)</p> |
|--|--|

議案第15号参考 阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（平成25年阿久根市条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（設置） 第1条 本市における子ども・子育て支援法に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、阿久根市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> | <p>（設置） 第1条 本市における子ども・子育て支援法に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、阿久根市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> |

議案第16号参考 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

(第1条関係)

○ 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年阿久根市条例第16号)

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号 <u> </u>）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業 <u> </u> <u> </u>の設備及び運営に関する基準<u> </u>を定めるものとする。</p> <p><u>（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）</u></p> <p>第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業<u>（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）</u>の設備及び運営に関する基準<u>（以下「最低基準」という。）</u>を定めるものとする。</p> <p><u>（最低基準の目的）</u></p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用して<u>いる児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</u></p> <p><u>（最低基準の向上）</u></p> <p>第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p><u>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</u></p> <p><u>（最低基準と放課後児童健全育成事業者）</u></p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p><u>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</u></p> <p><u>（放課後児童健全育成事業の一般原則）</u></p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p><u>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</u></p> <p><u>第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると</u></p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p>ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車^を運行する場合の所在の確認)</p> |
| <p>(削る。)</p> | <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> (放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第7条 <u>放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</u> (放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> |
| <p>(削る。)</p> | <p>第8条 <u>放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u> (設備の基準)</p> |
| <p>(削る。)</p> | <p>第9条 <u>放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</u></p> <p>3 <u>専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通</u></p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p>じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。<u>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</u> (職員)</p> <p>第10条 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 <u>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保育士の資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>社会福祉士の資格を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u></p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(6) <u>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項に</u></p> |
|--------------|--|

| | |
|-------|---|
| | <p>規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) <u>学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(8) <u>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(9) <u>高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4 <u>第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</u></p> <p>5 <u>放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用者を平等に取り扱う原則)</u></p> |
| (削る。) | <p>第11条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> |
| (削る。) | <p>第12条 <u>放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> |
| (削る。) | <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要</u></p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u> <u>(運営規程)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 開所している日及び時間</u></p> <p><u>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</u></p> <p><u>(5) 利用定員</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</u> <u>第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(秘密保持等)</u> <u>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(苦情への対応)</u> <u>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(開所時間及び日数)</u> <u>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき11時間</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき5時間</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定め</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>第3条</u> (略) 附 則</p> <p>この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>(削る。)</p> | <p>る。</p> <p><u>(保護者との連絡)</u></p> <p><u>第19条</u> 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p><u>(関係機関との連携)</u></p> <p><u>第20条</u> 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第21条</u> 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>第22条</u> (略) 附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p><u>(職員の経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> |
|---|---|

(第2条関係)

○ 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第18号）

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(削る。)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> <u>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</u></p> <p>第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準をもって、その基準とする。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</u> <u>(最低基準の目的)</u></p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</u> <u>(最低基準の向上)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</u> <u>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</u> <u>(最低基準と家庭的保育事業者等)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</u> <u>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</u> <u>(家庭的保育事業者等の一般原則)</u></p> <p><u>第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u> <u>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</u> <u>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</u></p> |

(削る。)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割

| | |
|--------------|---|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者（家庭的保育事業者等と非常災害）</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p>第7条 <u>家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u> 2 <u>前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</u> <u>(安全計画の策定等)</u> 第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周</u></p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u> <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u> <u>(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</u> <u>(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u> <u>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業</u></p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u> <u>(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>(虐待等の禁止)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第13条 削除</u> <u>(衛生管理等)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u> <u>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</u> <u>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</u> <u>(食事)</u></p> |
| | <p><u>第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立</u></p> |

は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。

(削る。)

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は

(削る。)

| | |
|--------------|---|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</u></p> <p><u>(家庭的保育事業所等内部の規程)</u></p> <p><u>第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 提供する保育の内容</u></p> <p><u>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p><u>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p><u>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p><u>(7) 家庭的保育事業者等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(家庭的保育事業所等に備える帳簿)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>(秘密保持等)</u></p> |
| <p>(削る。)</p> | <p><u>第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(苦情への対応)</u></p> <p><u>第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその</u></p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 家庭的保育事業</u> <u>(設備の基準)</u></p> <p><u>第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。</u></p> <p><u>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</u></p> <p><u>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</u></p> <p><u>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。</u></p> <p><u>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p> <p><u>第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</u></p> <p><u>(1) 調理業務の全部を委託する場合</u></p> <p><u>(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</u></p> <p><u>2 家庭的保育者（法第6条の3第9第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機</u></p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p>関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>(保育時間)</p> <p>第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p> <p>第2節 小規模保育事業A型</p> |
|--------------|--|

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
 - (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
- 表 （略）
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火

構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A

型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）
、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合に

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p>は、5人以下とする。 <u>(利用定員)</u> 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、 <u>その利用定員を6人以上10人以下とする。</u> <u>(準用)</u> 第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用す る。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保 育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業 者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。 <u>第4章 居宅訪問型保育事業</u> <u>(居宅訪問型保育事業)</u> 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) <u>障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ る乳幼児に対する保育</u> (2) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条 第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u> (3) <u>法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</u> (4) <u>母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） 第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及 び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の 状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼 児に対する保育</u> (5) <u>居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が 認める地域において行う保育</u> <u>(設備及び備品)</u> 第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行 うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な <u>設備及び備品等を備えなければならない。</u> <u>(職員)</u></p> |
|--------------|--|

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児（以下この条において「その他の乳児又は幼児」という。）について、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

表 (略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(削る。)

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 - (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
- 表 （略）
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条

の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条

第3条 (略)
附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(削る。)

の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条各号列記以外の部分中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

第6章 雑則

第49条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者

| | |
|--|---|
| <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> | <p><u>(次項において「施設等」という。)</u>が、<u>施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)</u>及び<u>第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)</u>及び<u>第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項(調理員に係る部分に限る。)</u>並びに<u>第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、<u>施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)</u>及び<u>第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。この場合において、<u>当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)</u>により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p><u>(連携施設に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p><u>(小規模保育事業B型に関する経過措置)</u></p> <p>5 <u>第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭</u></p> |
|--|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>(削る。)</p> | <p><u>的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。</u> <u>(利用定員に関する経過措置)</u> <u>6 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</u></p> |
|--------------|--|

| | |
|---|---|
| <p>(2) 対象者の受けた<u>保険給付等</u>の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。</p> <p>第10条 (略)</p> | <p>(2) 対象者の受けた<u>保険給付</u>の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。</p> <p>第9条 (略)</p> |
|---|---|

(附則関係)

○ 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例</u>（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の子どもを除く。） (3) (略) 3～6 (略)</p> | <p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>阿久根市重度心身障害者医療費助成条例</u>（昭和49年阿久根市条例第43号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の子どもを除く。） (3) (略) 3～6 (略)</p> |

○ 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(対象者) 第3条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例</u>（昭和49年阿久根市条例第43号）に基づき医療費の助成を受けることができる者 3・4 (略)</p> | <p>(対象者) 第3条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>阿久根市重度心身障害者医療費助成条例</u>（昭和49年阿久根市条例第43号）に基づき医療費の助成を受けることができる者 3・4 (略)</p> |

議案第18号参考 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (保険料率) | (保険料率) |
| 第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> | 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> |
| (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>34,398円</u> | (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>年額37,200円</u> |
| (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>51,786円</u> | (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>年額55,800円</u> |
| (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>52,164円</u> | (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>年額55,800円</u> |
| (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>68,040円</u> | (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>年額66,960円</u> |
| (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,600円</u> | (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>年額74,400円</u> |
| (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>90,720円</u> | (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>年額89,280円</u> |
| (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>98,280円</u> | (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>年額96,720円</u> |
| (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>113,400円</u> | (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>年額111,600円</u> |
| (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>128,520円</u> | (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>年額126,480円</u> |
| <u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円</u> | |
| <u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円</u> | |
| <u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円</u> | |
| <u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円</u> | |
| 2 <u>次の各号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</u> | 2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,320円</u> とする。 |
| (1) <u>前項第1号に掲げる者 21,546円</u> | |
| (2) <u>前項第2号に掲げる者 36,666円</u> | |
| (3) <u>前項第3号に掲げる者 51,786円</u> | |
| (削る。) | |
| | 3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に</u> |

| | |
|---|--|
| <p>(削る。)</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までの</u>いずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に<u>1円未満</u>の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> | <p><u>かかわらず、37,200円とする。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,080円とする。</u></p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ<u>又は第8号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第8号までの</u>いずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に<u>10円未満</u>の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> |
|---|--|

議案第19号参考 阿久根市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市空家等対策協議会条例（平成28年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、阿久根市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) （略）</p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき、阿久根市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) （略）</p> |

議案第20号参考 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市漁港管理条例（昭和43年阿久根市条例第26号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁港施設の維持運営）</p> <p>第2条 市長は、市が所有し、又は占有する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。以下同じ。）及び漁港施設用地（公共施設に限る。）の維持運営に関し、必要な計画（公害防止<u>又は第13条</u>の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（占用の許可等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の<u>規定による</u>占有の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第6条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占有の許可を受けた者<u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>（以下「採取者等」とい</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁港施設の維持運営）</p> <p>第2条 市長は、市が所有し、又は占有する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。以下同じ。）及び漁港施設用地（公共施設に限る。）の維持運営に関し、必要な計画（公害防止、<u>又は第9条</u>の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（占用の許可等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の<u>占有期間</u>は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第6条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取又は</u> 占有の許可を受けた者</p> <p>（以下「採取者等」とい</p> |

| | |
|--|--|
| <p>う。)から土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略) <u>(停係泊禁止区域)</u></p> <p><u>第7条</u> 市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 <u>停係泊禁止区域においては、船舶又はいかだを停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</u> <u>(危険物等についての制限)</u></p> <p><u>第8条</u> 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められる物(以下これらを「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ<u>停係泊</u>してはならない。</p> <p>2・3 (略) <u>(係留施設における行為の制限)</u></p> <p><u>第9条</u> 係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。</u></p> <p>(2) <u>漁獲物、漁具、漁業資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚又は船積以外の目的のみだりに船舶を横づけすること。</u></p> <p>(3) <u>当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。</u></p> <p>(4) <u>漁獲物等をみだりに長時間置いておくこと。</u> <u>(陸域内における行為の制限)</u></p> <p><u>第10条</u> 市長は、漁港施設の保全管理に必要があると認めるときは、漁港の区域内の陸域(法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である地を除く。)の一部を行為制限区域として指定することができる。</p> <p>2 <u>行為制限区域において工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> | <p>う。)から土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(危険物等についての制限)</u></p> <p><u>第7条</u> 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められる物(以下これらを「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ<u>停泊、停留又は係留</u>してはならない。</p> <p>2・3 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |
|--|--|

3 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合は、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の許可をしなければならない。

4 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってしなければならない。

5 市長は、第1項の規定により行為制限区域を指定し、又は廃止しようとするときは、その1か月前までにこれを公示しなければならない。

第11条 (略)

(港内の秩序維持)

第12条 市長は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停係泊をする船舶に対し、移動を命ずることができる。

(放置物件の除去命令)

第13条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は漁港施設内に置かれた物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(監督処分)

第14条 (略)

(1) 第4条第1項又は第10条第2項の規定に違反した者

(2) (略)

(3) 偽りその他不正な行為により、第4条第1項、第7条第2項ただし書、第8条第2項、第10条第2項又は第11条第3項ただし書の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第15条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第2項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は通常生ずべき損失を補償するものとする。

(損害賠償)

第8条 (略)

(新設)

(放置物件の除去命令)

第9条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物_____が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(監督処分)

第10条 (略)

(1) 第4条第1項_____の規定に違反した者

(2) (略)

(3) 偽りその他不正な手段により、第4条第1項、第7条第2項又は第8条第3項ただし書_____の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第11条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第4条第1項_____の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けたものに対しては、市は通常生ずべき損失を補償する者_____とする。

(損害補償)

| | |
|---|---|
| <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) 第4条第1項、第7条第2項本文、第8条第1項若しくは第2項、第9条、第10条第2項本文又は第11条第3項本文の規定に違反した者</p> <p>(2) 第12条、第13条、第14条又は第15条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第18条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p> | <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 第4条第1項、第7条第1項若しくは第2項又は第8条第3項本文 _____の規定に違反した者</p> <p>(2) 第9条、第10条又は第11条第1項 _____の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第14条 偽りその他不正の手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> |
|---|---|

議案第21号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|-----------|------|-----------|-------|----------|------------|-----------|------|-----------|-------|----------|------------|
| 別表（第3条関係） | | | | | | 別表（第3条関係） | | | | | |
| 1 市営住宅 | | | | | | 1 市営住宅 | | | | | |
| 番号 | 名称 | 位置 | 構造 | 戸数 | 設置の時期 | 番号 | 名称 | 位置 | 構造 | 戸数 | 設置の時期 |
| 1～7 (略) | | | | | | 1～7 (略) | | | | | |
| 8 | 島迫住宅 | 脇本7237番地1 | 木造平家建 | <u>4</u> | 昭和36年3月5日 | 8 | 島迫住宅 | 脇本7237番地1 | 木造平家建 | <u>5</u> | 昭和36年3月5日 |
| 9～25 (略) | | | | | | 9～25 (略) | | | | | |
| 26 | 丸尾住宅 | 赤瀬川1105番地 | 木造平家建 | <u>3</u> | 昭和35年3月31日 | 26 | 丸尾住宅 | 赤瀬川1105番地 | 木造平家建 | <u>4</u> | 昭和35年3月31日 |
| 27～52 (略) | | | | | | 27～52 (略) | | | | | |

議案第22号参考 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|-------------------------------|--|-------|-------------------|----------|------|-----------|-----|-----|-----|-------|-----------------------------|-------------------------------|---|--|--|--|--|-----|-------------------|----------|------|-----------|-----|-----|-----|-------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| <p>(行為の制限) 第3条 (略) (1)~(4) (略) (5) キャンプその他のため、自己テントを使用する場合<u>(有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。))のキャンプ場の使用許可を受けた場合を除く。)</u> 2・3 (略) 4 <u>市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</u> 5 <u>市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u></p> <p>(有料公園施設) 第6条の2 <u>有料公園施設</u> <u> </u>は、別表第1のとおりとする。 2・3 (略)</p> <p>別表第1（第6条の2、第6条の5関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の 種類及び名称</th> <th>休館日又は休場日</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根総合運動公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>番所丘公園</td> <td>ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ</td> <td>(1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 月曜日(7</td> <td>(1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 4月1日から9月30日まで 午前9時30分</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 公園名 | 有料公園施設の 種類及び名称 | 休館日又は休場日 | 使用時間 | 阿久根総合運動公園 | (略) | (略) | (略) | 番所丘公園 | ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ | (1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 月曜日(7 | (1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 4月1日から9月30日まで 午前9時30分 | <p>(行為の制限) 第3条 (略) (1)~(4) (略) (5) キャンプその他のため、自己テントを使用する場合 4 <u>市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</u> 5 <u>市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u></p> <p>(有料公園施設) 第6条の2 <u>有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)</u>は、別表第1のとおりとする。 2・3 (略)</p> <p>別表第1（第6条の2、第6条の5関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の 種類及び名称</th> <th>休館日又は休場日</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿久根総合運動公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>番所丘公園</td> <td>ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ</td> <td>(1) 月曜日(7月20日から8月31日までを除く。)</td> <td>(1) 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 10月1日から翌年3月</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 公園名 | 有料公園施設の 種類及び名称 | 休館日又は休場日 | 使用時間 | 阿久根総合運動公園 | (略) | (略) | (略) | 番所丘公園 | ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ | (1) 月曜日(7月20日から8月31日までを除く。) | (1) 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 10月1日から翌年3月 |
| 公園名 | 有料公園施設の 種類及び名称 | 休館日又は休場日 | 使用時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿久根総合運動公園 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番所丘公園 | ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ | (1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 月曜日(7 | (1) キャンプ場以外の有料公園施設 ア 4月1日から9月30日まで 午前9時30分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公園名 | 有料公園施設の 種類及び名称 | 休館日又は休場日 | 使用時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿久根総合運動公園 | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番所丘公園 | ゴーカート、電気自動車、ローラースケート場、スケートボ | (1) 月曜日(7月20日から8月31日までを除く。) | (1) 4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 10月1日から翌年3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| | ード場、パター ゴルフ場、グラ ウンドゴルフ 場、キャンプ 場 | 月20日から8 月31日までを 除く。) イ 12月28日 から翌年1 月4日まで (2) キャンプ場 月曜日(宿泊に より同日まで使 用する場合を除 く。) | から午後6時まで イ 10月1日から翌年3 月31日まで 午前9時 30分から午後5時まで (2) キャンプ場 ア 宿泊の場合 午後2 時から翌日正午まで イ 日帰りの場合 午前 10時から午後5時まで |
| 阿久根大島 公園 | (略) | (略) | (略) |

備考 (略)

別表第2 (第10条、第10条の2関係)

(1)~(3) (略)

(4) 有料公園施設を使用する場合

ア~キ (略)

ク 番所丘公園施設使用料

| 施設名 | 使用区分 | 使用単位 | 料金(円) |
|-----------|------------|----------|-------|
| ゴーカート | (略) | (略) | (略) |
| 電気自動車 | (略) | (略) | (略) |
| ローラースケート場 | (略) | (略) | (略) |
| スケートボード場 | (略) | (略) | (略) |
| パターゴルフ場 | (略) | (略) | (略) |
| グラウンドゴルフ場 | (略) | (略) | (略) |
| キャンプ場 | 区画使用料(宿泊) | 1区画1泊につき | 3,000 |
| | 区画使用料(日帰り) | 1区画1日につき | 1,500 |
| | 入場料(大人) | 1人1回につき | 300 |
| | 入場料(高校生以下) | | 100 |

| | | | |
|-------------|-----------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| | ード場、パター ゴルフ場、グラ ウンドゴルフ 場 | (2) 12月28日から 翌年1月4日ま で | 31日まで 午前9時30分 から午後5時まで |
| 阿久根大島 公園 | (略) | (略) | (略) |

備考 (略)

別表第2 (第10条、第10条の2関係)

(1)~(3) (略)

(4) 有料公園施設を使用する場合

ア~キ (略)

ク 番所丘公園施設使用料

| 施設名 | 使用区分 | 使用単位 | 料金(円) |
|-----------|------|------|-------|
| ゴーカート | (略) | (略) | (略) |
| 電気自動車 | (略) | (略) | (略) |
| ローラースケート場 | (略) | (略) | (略) |
| スケートボード場 | (略) | (略) | (略) |
| パターゴルフ場 | (略) | (略) | (略) |
| グラウンドゴルフ場 | (略) | (略) | (略) |

| | |
|---|--------------------------|
| <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 キャンプ場の区画使用料は、次に掲げる使用時間についての使用料とし、当該使用時間外の時間については、1時間につき500円を加算する。ただし、連続して宿泊する場合の使用の開始日及び終了日を除く日の使用時間については加算しない。</u></p> <p>(1) <u>宿泊</u> 午後2時から翌日正午まで</p> <p>(2) <u>日帰り</u> 午前10時から午後5時まで</p> <p><u>6 キャンプ場の入場料の回数は、キャンプ場の区画を使用するための連続する宿泊又は日帰りの回数とする。</u></p> | <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> |
|---|--------------------------|

議案第23号参考 阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年阿久根市条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | |
|---|--------------------|--------------------|-----|------------|--|----------|------|
| <p>（経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 給水区域は、<u>市内全域のうち別表に掲げる区域を除く区域</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が<u>2,000万円</u>以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が<u>30万円</u>以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が<u>100万円</u>以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が<u>300万円</u>以上のものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">大 字</td> <td style="text-align: center;">大字のうち給水区域から除外される区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鶴川内</td> <td style="text-align: center;">木佐木野、尾原、米次</td> </tr> </table> | 大 字 | 大字のうち給水区域から除外される区域 | 鶴川内 | 木佐木野、尾原、米次 | <p>（経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 給水区域は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が<u>20,000千円</u>以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第4項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が<u>300千円</u>以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が<u>1,000千円</u>以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が<u>3,000千円</u>以上のものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">水道事業給水区域</td> <td style="text-align: center;">給水区域</td> </tr> </table> | 水道事業給水区域 | 給水区域 |
| 大 字 | 大字のうち給水区域から除外される区域 | | | | | | |
| 鶴川内 | 木佐木野、尾原、米次 | | | | | | |
| 水道事業給水区域 | 給水区域 | | | | | | |

| | | | |
|----|---------------|------|----------------------|
| 西目 | 落 | 町・大字 | 区域 |
| 大川 | 尻無の一部 | 大丸町 | 全域 |
| 脇本 | 大湊川、松ヶ根、八郷の一部 | 鶴見町 | 〃 |
| | | 港町 | 〃 |
| | | 高松町 | 〃 |
| | | 本町 | 〃 |
| | | 浜町 | 〃 |
| | | 栄町 | 〃 |
| | | 琴平町 | 〃 |
| | | 丸尾町 | 〃 |
| | | 新町 | 〃 |
| | | 晴海町 | 〃 |
| | | 塩鶴町 | 〃 |
| | | 塩浜町 | 〃 |
| | | 波留 | 〃 |
| | | 赤瀬川 | 〃 |
| | | 折口 | 〃 |
| | | 多田 | 〃 |
| | | 鶴川内 | 〃（木佐木野、尾原、米次を除く。） |
| | | 山下 | 〃（弓木野を除く。） |
| | | 西目 | 〃（落を除く。） |
| | | 大川 | 〃（尻無の一部を除く。） |
| | | 脇本 | 〃（大湊川、松ヶ根、八郷の一部を除く。） |

